

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年1月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー大津美崎店 大津市美崎町字萱海道381番地1ほか
- 2 提出された意見の概要
大津市からの意見
 - (1) 敷地設定及び用途上の可分・不可分について、建築指導課と協議すること。
 - (2) 申請地内に都市計画施設（都市計画道路3・4・7号及び都市計画道路3・4・68号）が計画決定されているため、都市計画施設の区域内に建築物を建築する際には、都市計画法第53条による建築の許可を得ること。
 - (3) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条を遵守すると共に、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。また、周囲の道路から容易に望見できないよう、緑化などの修景処置に努めていただきたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成24年1月25日から平成24年2月27日まで